

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する有識者会議（第1回）
議事の記録

1 日時：令和3年3月23日 16：47～18：22

2 場所：総理大臣官邸小ホール

3 出席者：

・「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する有識者
会議メンバー

大橋 真由美	上智大学法学部教授
清家 篤	日本私立学校振興・共済事業団理事長 慶應義塾学事顧問
富田 哲郎	東日本旅客鉄道株式会社取締役会長
中江 有里	女優・作家・歌手
細谷 雄一	慶應義塾大学法学部教授
宮崎 緑	千葉商科大学教授・国際教養学部長

・政府側出席者

菅 義偉	内閣総理大臣
加藤 勝信	内閣官房長官
杉田 和博	内閣官房副長官
岩尾 信行	内閣法制次長
山崎 重孝	内閣府事務次官・皇位継承式典事務局長 (皇室典範改正準備室参与)
池田 憲治	宮内庁次長
大西 証史	内閣総務官（皇室典範改正準備室長）
溝口 洋	内閣審議官（皇室典範改正準備室副室長）

4 会議の内容

(1) 座長の選任

構成員の互選により、清家構成員を座長に選任した。

(2) 出席者挨拶等

○ 次のとおり菅内閣総理大臣から挨拶があった。

皆様におかれましては、御多忙の中お引受けいただきまして、また、本日もお集まりくださったことに、心から御礼申し上げます。

平成29年6月に衆議院及び参議院の委員会で可決された「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」においては、政府に対し、この附帯決議に示された課題について、国会に報告するように求められております。これを踏まえ、今回、高い識見を有する皆様に、御議論をお願いすることといたしました。

御議論いただきますのは、国家の基本に関わる極めて重要な事柄です。皇室制度や歴史の専門家など様々な方々のお考えも聞いていただきながら、十分に議論し、様々な考

え方を分かりやすい形で整理していただきたいと思います。

政府として、皆様方の御議論をしっかり踏まえて対応してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○ 続いて、有識者会議メンバーから挨拶及び自己紹介が行われた。

(3) 会議の運営について

○ 有識者会議の運営について、資料3「「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する有識者会議の運営について（案）」のとおり決定した。

○ 有識者会議メンバー間において、自身の発言を含め、誰がどのような発言をしたかについて、個別に対外的な発言をすることは控えることが申し合わされた。

(4) 皇室制度等に関する説明

政府側出席者の挨拶に続き、資料4から資料7までについて、事務局から説明が行われた。

○ この説明に関し、次のような質疑応答があった

- ・有識者会議メンバーから、資料6中3.(3)にある「弾力的運用」とはどのような意味かとの質問があり、事務局から、その時々における皇族の状況に照らして、皇籍離脱制度を適切に運用していくという趣旨である旨の説明があった。

(5) 有識者ヒアリングの実施について

○ 政府側出席者から、参考資料に沿って、「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」における有識者ヒアリングの概要について説明があった。

○ 座長から、

- ・ヒアリングの時間枠、人数、内容の公表方法等について、「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」のやり方を踏まえること。
が提案され、了承された。

○ ヒアリング対象者について、有識者会議メンバーから次のような意見があった。

- ・この会議で取り扱う議題については様々な意見があることから、「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」における有識者ヒアリング対象者を先例として踏まえつつ、できる限り多方面の方々から意見を聞いてはどうか。
- ・「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」における有識者ヒアリング対象者の女性の人数よりも多くの女性から意見を聞いてはどうか。
- ・この会議で取り扱う議題の内容に照らし、若い年代の方から意見を聞いてはどうか。
- ・法律、政治、歴史、文化、宗教等の多様な専門分野の方から意見を聞いてはどうか。
- ・家族法の専門家から意見を聞いてはどうか。
- ・個別の専門分野を有する方だけではなく、幅広い観点から議論をしていただける方からも意見を聞いてはどうか。
- ・皇室制度について議論するに当たっては、国民の中にどのように受け入れられるかという視点から、学者だけではなく、一般国民の感覚を表現していただける方からも意

見を聞いてはどうか。

- 座長から、ヒアリング対象者について、上記の意見を踏まえ、
 - ・ 第1回・第2回のヒアリングは、「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」における有識者ヒアリングの対象者の中からヒアリング対象者を決定することとし、具体的な人選については座長一任とすること。
 - ・ 第3回以降のヒアリング対象者については、次回以降の会議に諮ること。
が提案され、了承された。

 - 資料8「有識者ヒアリングの開催について」に沿って事務局から説明があり、聴取項目について原案のとおり決定された。
その際、座長から、ヒアリングでは、聴取項目にない質問も自由に行うことができる旨補足があった。

 - ヒアリングの実施に関連して、有識者会議メンバーからは、
 - ・ この会議で議題となっている課題について、国民の中にある様々な考え方をしっかり認識しながら、議論していきたい。との発言があった。
- (6) その他
第2回会議については、4月8日（木）17:00 から開催することとなった。